

## 消費生活用製品安全法第 35 条第 3 項に規定する 重大製品事故事例

デスクマットの使用に伴う重大製品事故について（第 1 報）	1
デスクマットの使用に伴う重大製品事故について（第 11 報）	3
スプレー式接着剤の使用に伴う重大製品事故について	11
組み立て式ベッドの使用に伴う重大製品事故について	15
塗料の使用に伴うものと疑われる重大製品事故について	19



平成 19 年 6 月 1 日

## デスクマットの使用に伴う重大製品事故について

今般、以下のとおり、消費生活用製品安全法第 35 条第 3 項の規定※に基づきデスクマットの使用に伴う重大製品事故が発生した旨の通知が経済産業省からありました。

既に製造元では対象製品の製造・出荷を停止し、事実関係を公表の上、昨年 10 月から製品の回収等を行っています。

当室では、都道府県等に情報を提供し、消費者への周知・注意喚起について協力を要請しました。

### 1. 事故内容

製品	デスクマット 製造事業者 コクヨ S & T 株式会社 「抗菌デスクマット『デスクマット軟質（非転写・抗菌仕様）』」	
報告 入手日	平成 19 年 5 月 25 日（経済産業省から情報を入手した日） なお、報告事例を企業が知ったのは平成 19 年 5 月 15 日	
報告事例 の概要	事故発生日	平成 11 年 7 月
	事故発生場所	青森県
	被害分類	負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日以上）
	事故概要	被害者 20 歳代 女性 職場で当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した。
その他	平成 9 年 10 月から平成 13 年 2 月まで販売。 累積販売数量は、353,410 枚。 これまでに、本事例のほか、重大製品事故に該当しない軽症のものを 含め、皮膚炎の被害が 581 件確認されている。コクヨ S & T 社から の報告によれば、接触部位が赤く腫れるような重篤な事例は 40 例弱。 なお、本製品については、平成 18 年 10 月から数回の社告等により 注意喚起が行われ、製品の回収・交換が行われている。	

## 2. 再発防止策等

- ・ コクヨ S & T (株) では、平成 18 年 8 月に、(独) 製品評価技術基盤機構から、当該製品に含有されていた抗菌剤 (2, 3, 5, 6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル] ピリジン (略称 T C M S P)) が原因と考えられる皮膚炎発症事例があると指摘を受け、同年 10 月から数回の社告等により周知を行い、当該製品に関する注意喚起、製品回収・交換を行っています。心当たりのある方は次のところへ連絡してください。

(連絡先)

コクヨお客様相談室

フリーダイヤル 0120-550146(特設ダイヤル)

0120-201594

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9時～18時

URL <http://www.kokuyo.co.jp/info/20061011.html>

- ・ デスクマットのように長時間接触する可能性のある製品における T C M S P の使用は確認されていないが、一般に、製品を使用することによる身体に異常を感じた場合には、当該製品の使用は極力避けることが望ましい。使用を継続すると、症状の悪化を招き、後の治療が長引く可能性があります。症状が改善しない場合には専門医の診療を受けること。再度使用して同様の症状が発現するような場合には同一の素材のもの使用は以後避けることが必要です。
- ・ 使用前には必ず注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ることや、化学物質に対して感受性が高くなっているアレルギー患者等では、自分がどのような化学物質に反応する可能性があるのかを認識し、使用する製品の素材について注意を払うことも大切です。

※ 平成 19 年 5 月 14 日に改正法が施行され、消費生活用製品の使用に伴う重大製品事故について事業者から経済産業省への報告が開始されました。報告された重大製品事故のうち、製品に使用されている化学物質が事故原因と考えられるものについては、厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室に通知されます。当室では、今後も経済産業省から重大製品事故報告の通知がある場合に、危険の回避に必要な事項等について適宜情報提供を行っていくことにしています。

## デスクマットの使用に伴う重大製品事故について(第11報)

標記については、第1報から第10報<sup>\*</sup>を公表したところですが、今般、別紙のとおり、消費生活用製品安全法第35条第3項の規定<sup>\*\*</sup>に基づき、同じ製品の使用に伴う新たな重大製品事故の発生事例について、経済産業省から通知がありました。

前報でお知らせしたとおり、既に製造元では対象製品の製造・出荷を停止し、事実関係を公表の上、昨年10月から製品の回収等を行っていますが、現在、6月29日の当室からの要請を受けて、不特定多数の使用者への注意喚起と当該製品の回収等の強化が進められています。

当室では、都道府県等にも情報を提供し、改めて消費者への周知・注意喚起について協力を要請しました。

※ 発表日は、それぞれ平成19年6月1日、6月7日、6月15日、6月22日、6月29日、7月27日、8月10日、9月28日、10月12日、11月22日

※※ 平成19年5月14日に改正法が施行され、消費生活用製品の使用に伴う重大製品事故について事業者から経済産業省への報告が開始されました。報告された重大製品事故のうち、製品に使用されている化学物質が事故原因と考えられるものについては、厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室に通知されます。当室では、今後も経済産業省から重大製品事故報告の通知がある場合に、危険の回避に必要な事項等について適宜情報提供を行っていくことにしています。

## 別紙 事故内容等

### 今回新たに通知された事例

製品名: デスクマット 製造事業者 コクヨS&T(株)「抗菌デスクマット『デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)』」					
No.	経済産業省から情報を入 手した日 (括弧内は報告事例を企 業が認識した日)	報告事例の概要			
		事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
45	平成 20 年 2 月 14 日 (平成 20 年 2 月 4 日)	平成18年頃	大阪府	負傷又は疾病(治療 に要する期間が 30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー 一性接触皮膚炎を発症した

### 製品に関する情報

平成9年10月から平成13年2月まで販売。累積販売数量は、353,410枚。  
 コクヨS&T社からの報告によれば、これまでに、接触部位が赤く腫れるような重篤な事例は60件、また全体では、重大製品事故に該当しない軽症のもの、デスクマットとの因果関係が不明なものも含め、皮膚炎の被害が1117件(お知らせした45件を含む)確認されている。(2月12日時点)  
 なお、本製品については、平成18年10月から、新聞紙上の社告、自社のホームページにおける告知、販売店を経由した納入先及び顧客への告知、販売したお客様が判明している場合には直接の電話及び訪問による告知によって、注意喚起と製品の回収・交換が行われている。また、6月29日の当室からの要請を受け、販売店を経由した納入先及び顧客への告知を繰り返し実施することや、新たな方策としてネット配信や医療機関向けの告知を行うことなどによって、不特定多数の使用者への注意喚起と当該製品の回収等の強化が進められている。

別紙 事故内容等  
再発防止策

- ・ コクヨS&T(株)では、平成18年8月に、(独)製品評価技術基盤機構から、当該製品に含有されていた抗菌剤(2, 3, 5, 6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン(略称TCMSP))が原因と考えられる皮膚炎発症事例があると指摘を受け、同年10月から数回の社告等により周知を行い、当該製品に関する注意喚起、製品回収・交換を行っています。心当たりのある方は次のところへ連絡してください。

(連絡先)

コクヨお客様相談室

フリーダイヤル 0120-550146(特設ダイヤル)

0120-201594

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9時～18時

URL <http://www.kokuyo.co.jp/info/>

- ・ デスクマットのように長時間接触する可能性のある製品におけるTCMSPの使用は確認されていないが、一般に、製品を使用することによる身体に異常を感じた場合には、当該製品の使用は極力避けることが望ましい。使用を継続すると、症状の悪化を招き、後の治療が長引く可能性があります。症状が改善しない場合には専門医の診療を受けること。再度使用して同様の症状が発現するような場合には同一の素材のものの使用は以後避ける必要があります。
- ・ 使用前には必ず注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ることや、化学物質に対して感受性が高くなっているアレルギー患者等では、自分がどのような化学物質に反応する可能性があるのかを認識し、使用する製品の素材について注意を払うことも大切です。

別紙 事故内容等

第1報～第10報にてお知らせ済の事例(発生日順に整理)

製品名: デスクマット 製造事業者 コクヨS&T(株)「抗菌デスクマット『デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)』」					
No.	経済産業省から情報を入 手した日 (括弧内は報告事例を企 業が認識した日)	報告事例の概要			
		事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
38	平成19年8月2日 (平成19年7月23日)	平成19年4月	北海道	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
21	平成19年6月14日 (平成19年6月4日)	平成19年4月下旬	大阪府	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
4	平成19年5月31日 (平成19年5月21日)	平成19年2月	和歌山県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
20	平成19年6月8日 (平成19年6月1日)	平成18年頃	宮崎県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
24	平成19年6月14日 (平成19年6月4日)	平成18年頃	東京都	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
31	平成19年6月18日 (平成19年6月5日)	平成18年頃	愛知県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
40	平成19年8月3日 (平成19年7月24日)	平成17年6月頃	長崎県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
29	平成19年6月18日 (平成19年6月5日)	平成17年	千葉県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
43	平成19年10月9日 (平成19年9月27日)	平成17年頃	東京都	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
16	平成19年6月7日 (平成19年5月30日)	平成17年頃	鳥取県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した



別紙 事故内容等

製品名： デスクマット 製造事業者 コクヨS&T(株)「抗菌デスクマット『デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)』」					
No.	経済産業省から情報を入 手した日 (括弧内は報告事例を企 業が認識した日)	報告事例の概要			
		事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
22	平成19年6月14日 (平成19年6月4日)	平成16年頃	大阪府	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
39	平成19年8月3日 (平成19年7月24日)	平成16年頃	神奈川県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
37	平成19年7月20日 (平成19年7月13日)	平成15年6月頃	愛知県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
7	平成19年5月31日 (平成19年5月22日)	平成15年	兵庫県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
25	平成19年6月14日 (平成19年6月4日)	平成14年頃	北海道	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
35	平成19年6月18日 (平成19年6月8日)	平成14年頃	熊本県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
36	平成19年6月22日 (平成19年6月12日)	平成14年頃	東京都	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
42	平成19年9月25日 (平成19年9月14日)	平成13年10月頃	大阪府	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
13	平成19年6月7日 (平成19年5月30日)	平成13年頃	神奈川県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
23	平成19年6月14日 (平成19年6月4日)	平成13年頃	宮崎県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した

別紙 事故内容等

製品名： デスクマット 製造事業者 コクヨS&T(株)「抗菌デスクマット『デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)』」					
No.	経済産業省から情報を入 手した日 (括弧内は報告事例を企 業が認識した日)	報告事例の概要			
		事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
30	平成19年6月18日 (平成19年6月5日)	平成12年	熊本県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
41	平成19年8月3日 (平成19年7月24日)	平成12年頃	千葉県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
1	平成19年5月25日 (平成19年5月15日)	平成11年7月	青森県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 20歳代女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
44	平成19年11月15日 (平成19年11月6日)	平成11年頃	新潟県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
32	平成19年6月18日 (平成19年6月5日)	平成11年頃	栃木県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
17	平成19年6月8日 (平成19年5月31日)	不明	北海道	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
18	平成19年6月8日 (平成19年5月31日)	不明	北海道	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した

別紙 事故内容等

事業者による追跡調査の結果、報告の対象でないことが判明したもの

製品名: デスクマット 製造事業者 コクヨS&T(株)「抗菌デスクマット『デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)』」					
No.	経済産業省から情報を入 手した日 (括弧内は報告事例を企 業が認識した日)	報告事例の概要			
		事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
26	平成19年6月14日 (平成19年6月4日)	平成19年3月頃	長崎県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
10	平成19年5月31日 (平成19年5月22日)	平成18年夏	東京都	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
19	平成19年6月8日 (平成19年5月31日)	平成18年頃	熊本県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
28	平成19年6月14日 (平成19年6月4日)	平成18年頃	東京都	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
8	平成19年5月31日 (平成19年5月22日)	平成17年冬	山口県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
2	平成19年5月31日 (平成19年5月21日)	平成17年10月	滋賀県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
3	平成19年5月31日 (平成19年5月21日)	平成17年	東京都	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
5	平成19年5月31日 (平成19年5月21日)	平成16年	愛媛県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
9	平成19年5月31日 (平成19年5月22日)	平成16年	島根県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
14	平成19年6月7日 (平成19年5月30日)	平成15年頃	広島県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した

別紙 事故内容等

製品名： デスクマット 製造事業者 コクヨS&T(株)「抗菌デスクマット『デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)』」					
No.	経済産業省から情報を入 手した日 (括弧内は報告事例を企 業が認識した日)	報告事例の概要			
		事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
33	平成19年6月18日 (平成19年6月6日)	平成14年頃	岩手県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
34	平成19年6月18日 (平成19年6月7日)	平成13年	広島県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
15	平成19年6月7日 (平成19年5月30日)	平成12年頃	広島県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
12	平成19年6月7日 (平成19年5月29日)	平成12年頃	福島県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
6	平成19年5月31日 (平成19年5月22日)	平成12年春	宮城県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
27	平成19年6月14日 (平成19年6月4日)	平成11年	奈良県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 男性 職場で 当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した
11	平成19年5月31日  (平成19年5月23日)	不明	大阪府	負傷又は疾病(治療 に要する期間が30 日以上)	被害者 女性 職場で  当該製品を使用していたところ、アレルギー性接触皮膚炎を発症した

平成 19 年 6 月 15 日

## スプレー式接着剤の使用に伴う重大製品事故について

今般、別紙のとおり、消費生活用製品安全法第 35 条第 3 項の規定※に基づきスプレー式接着剤の使用に伴う重大製品事故の発生事例について、経済産業省から通知がありました。

当室では、事業者が行う調査等を引き続き注視することとしていますが、一般的に、有機溶剤を使用したスプレー式製品では、製品の種類や成分にかかわらず、吸入や誤嚥による健康被害が発生しやすいことが知られており、当該製品については、容器に表示された注意書きによって、使用に際しては換気をよくすること、適切な保護具を着用することなどの注意喚起がなされていることから、現時点では当該製品について回収等の特別な指導は予定しておりません。

なお、当室では、再発防止の観点から、都道府県等に情報を提供しました。

※ 平成 19 年 5 月 14 日に改正法が施行され、消費生活用製品の使用に伴う重大製品事故について事業者から経済産業省への報告が開始されました。報告された重大製品事故のうち、製品に使用されている化学物質が事故原因と考えられるものについては、厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室に通知されます。当室では、今後も経済産業省から重大製品事故報告の通知がある場合に、危険の回避に必要な事項等について適宜情報提供を行っていくことにしています。

別紙 事故内容等

製品名： スプレー式接着剤※					
	経済産業省から情報を入力した日 (括弧内は報告事例を企業が認識した日)	報告事例の概要			
		事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
1	平成 19 年 6 月 5 日 (平成 19 年 5 月 23 日)	平成 19 年 5 月 7 日	兵庫県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	当該製品を自宅台所にて使用した30歳代の女性が有機溶剤による化学性肺炎と診断され、現在も治療を受けている。
<p>再発防止策:</p> <p>販売元企業では、現時点では、当該事故製品の製造ロットに欠陥が認められていないこと、また、当該製品販売以来、10数年を経ているが、当該製品に起因する肺炎の発症事例は、他に確認されていないことから、当該製品による同様な被害が発生する危険性はないと判断している。</p> <p>当室では、類似の事故の発生等の事業者が行う調査等を引き続き注視することとしていますが、一般的に、有機溶剤を使用したスプレー式製品では、製品の種類や成分にかかわらず、吸入や誤嚥による健康被害が発生しやすいことが知られており、これについては、容器に表示された使用上の注意書きによって、使用に際しては換気をよくすること、適切な保護具を着用することなどの注意喚起がなされていることから、現時点では、当該製品について回収等の特別な指導は予定しておりません。</p> <p>なお、今回のような事故の防止のためには、次のような注意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合成ゴムは一般に毒性が低く、天然ゴムにみられるアナフィラキシーショックのような重篤な被害を招くこともありませんが、スプレー式接着剤のような合成ゴム製品に含まれる有機溶剤は、気管に誤嚥する等した場合、容易に体内に吸収される他、刺激によって化学性肺炎を発症する可能性があります。化学性肺炎とは、肺に有毒な物質を吸引した場合、その物質の化学作用(刺激)によって肺の炎症が起きた状態のことで、吸引後しばらくして息切れや咳、発熱等の症状が出ます。細菌感染を起こし易く、肺線維症に移行し呼吸障害を来すことも少なくありません。家庭用として使用される多くの化学薬品はその原因となり得ますので、誤って吸引してしまった場合、なんらかの症状があるときは、必ず医療機関を受診してください。</li> <li>平成 17 年度家庭用品にかかる健康被害病院モニター報告では、殺虫剤や洗剤などの家庭用化学薬品による吸入事故等 835 件の報告のう</li> </ul>					

## 別紙 事故内容等

ち、スプレー式の製品が約4割を占め、また、咳などの呼吸器症状の訴えがあったものは約 3 割を占めました。スプレー式の製品は内容物が霧状となって空気中に拡散するため、製品の種類や成分にかかわらず、吸入による健康被害が発生しやすいため、使用にあたっては換気に十分な注意を払うこと、一度にたくさんの量を使用しないこと等の注意が必要です。

## ※参考

- ・ 製造事業者 住友スリーエム(株)「スプレーのり『NORIO』」
- ・ 用途は紙などの接着用。直径 39mm、高さ 143mm のエアゾール缶(容量 100ml)に入っており、接着剤をスプレー状に塗布できる。
- ・ 販売数量は、平成5年から現在まで、累計で約80万缶。
- ・ 成分はスチレンブタジエンゴム(26%)、有機溶剤(44%—イソヘキサン、シクロヘキサン)、噴射剤(30%—LPG、ジメチルエーテル)。
- ・ 容器には、成分組成概要の他、「使用に際しては換気をよくしてください」、「有機溶剤が含まれているので悪用して吸うと有害でくせになり健康を害することがありますので故意に吸引しないでください」、「目やのどに刺激を感じたり気分が悪くなったら、すぐに新鮮な空気の場所へ移動し、必要に応じて医師の診断を受けること」、「適切な保護衣、手袋、目及び顔の保護具を着用してください」、「人体に向けてスプレーしないでください」等の注意事項が表示されている。

➤ 製品に関する問い合わせ先:3Mテープ・接着剤製品事業部

TEL 0120-870-421

受付時間: 9時~17時(土・日・祝日・年末年始は除く)





平成 20 年 1 月 11 日

### 組み立て式ベッドの使用に伴う重大製品事故について

今般、別紙のとおり、消費生活用製品安全法第 35 条第 3 項の規定※に基づき組み立て式ベッドの使用に伴う重大製品事故の発生事例について、経済産業省から通知がありました。

現在、事業者においては、今般の事故の原因に係る調査等を実施しています。

当室では、事業者が行う調査等を引き続き注視することとしていますが、今回の被害は製品に含まれる化学物質に起因するものであることが疑われるため、再発防止の観点から、都道府県等に情報を提供し、消費者への周知・注意喚起について協力を要請しました。

なお、集成材や合板などの木製製品にはホルムアルデヒドが含有されているため、当該製品については、添付された説明書において、開封時に臭気が残っている場合は風通しの良いところにしばらく放置すること、組立てや設置後は部屋の換気を十分にすること、等の注意喚起がなされていることから、現時点では当該製品について回収等の特別な指導は予定しておりません。

※ 平成 19 年 5 月 14 日に改正法が施行され、消費生活用製品の使用に伴う重大製品事故について事業者から経済産業省への報告が開始されました。報告された重大製品事故のうち、製品に使用されている化学物質が事故原因と考えられるものについては、厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室に通知されます。当室では、今後も経済産業省から重大製品事故報告の通知がある場合に、危険の回避に必要な事項等について適宜情報提供を行っていくことにしています。

別紙 事故内容等

製品名： 組み立て式ベッド*					
	経済産業省から情報を入 手した日 (括弧内は報告事例を企 業が認識した日)	報告事例の概要			
		事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
1	平成 20 年 1 月 4 日 (平成 19 年 6 月 22 日)	平成 19 年 4 月 9 日	兵庫県	負傷又は疾病(治療 に要する期間が 30 日 以上)	当該製品を寝室にて使用した 30 歳代の女 性がアレルギー性の気道炎及び蕁麻疹等 と診断され、現在も治療を受けている。
<p>再発防止策:</p> <p>現在、事業者においては、今般の事故の原因に係る調査等を実施しています。当該製品等販売以来、約 13,000 点以上が販売されているが、当該製品に起因するアレルギー性気道炎等の健康被害の発症事例は他に確認されていないことから、現時点では、販売元企業は、当該製品と同一の型式製品による同様な被害が発生する危険性はないと判断しています。しかしながら、今般の事故を受け、販売元企業では、注意喚起の文書をより詳細な内容とすること、及び製品を梱包している箱に注意書を表示することを再発防止策として行うこととしています。</p> <p>本品のような、集成材や合板などの木製製品は、ホルムアルデヒドが含有されているため、当該製品については、添付された説明書において、開封時に臭気が残っている場合は風通しの良いところにしばらく放置すること、組立てや設置後は部屋の換気を十分にすること、等の注意がなされています。当室では、類似の事故の発生等の事業者が行う調査等を引き続き注視するとともに、今般、本事例を公表し、当該内容を各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長あてに通知することにより、広く消費者に周知したいと考えております。</p> <p>なお、今回のような事故の防止のためには、次のような注意が必要です。</p> <p>ホルムアルデヒドは目、鼻及び咽頭に対して強い刺激性を持つため、濃度依存性の不快感、流涙、くしゃみ、せき、はきけ、呼吸困難を生じ、高度の場合には死に至ることが知られています。また、ホルムアルデヒドに対する反応には大きな個人差があることが知られています。従って、臭気を感じた時には換気を良くすること、及びなんらかの症状があるときは、製品の使用を中止すると共に必ず医療機関を受診してください。</p>					

## 別紙 事故内容等

### ※参考

- ・ 輸入販売業者 (株)ニッセン「カジュアルベッド」シングル引き出し2杯 アイボリー
- ・ シングル引き出し2杯。幅×長さ×高さ=105×213×70(cm) 床板部:幅×長さ=100×196(cm) 耐荷重 120(kg)
- ・ シングル引き出し4杯。幅×長さ×高さ=105×213×80(cm) 床板部:幅×長さ=100×196(cm) 耐荷重 120(kg)
- ・ ネジと木工用ボンドによる組み立て式である。
- ・ 原産国はタイ。
- ・ 販売数量は、平成17年から現在まで、累計で約 13,000 点。
- ・ 材質は、本体合成樹脂化粧繊維板(塩化ビニル樹脂)
- ・ 製品に添付された説明書において、ホルムアルデヒドに起因する事故の発生を回避するため、「梱包を明けたとき、臭気が残っている場合は風通しの良いところに、しばらく放置し、組立てや設置後は部屋の換気を十分にしてからご使用下さい」、等の使用上の注意事項が表示されている。
  - 製品に関する問い合わせ先:ニッセン お客様窓口  
TEL 0120-20-2000  
受付時間: 9時~21時



平成 20 年 8 月 11 日

### 塗料の使用に伴うものと疑われる重大製品事故について

今般、別紙のとおり、消費生活用製品安全法第 35 条第 3 項の規定※に基づき防カビ用として販売されている塗料の使用に伴うものと疑われる重大製品事故の発生事例について、経済産業省から通知がありました。

現在、事業者においては、今般の事故の原因に係る調査等を実施しています。

当室では、事業者が行う調査等を注視することとしていますが、今回の被害が当該製品に含まれる化学物質に起因するものである可能性が否定できないため、再発防止の観点から、都道府県等に情報を提供し、消費者への周知・注意喚起について協力を要請しました。

なお、一般的に、有機溶剤を使用した塗料では、吸入による健康被害が発生するおそれのあることが知られており、当該製品についても、カタログ等に記載された注意書きによって、使用に際しては換気をよくすること、適切な保護具を着用することなどの注意喚起がなされていることから、現時点では当該製品について回収等の特別な指導は予定しておりません。

※ 平成 19 年 5 月 14 日に改正法が施行され、消費生活用製品の使用に伴う重大製品事故について事業者から経済産業省への報告が開始されました。報告された重大製品事故のうち、製品に使用されている化学物質が事故原因と考えられるものについては、厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室に通知されます。当室では、今後も経済産業省から重大製品事故報告の通知がある場合に、危険の回避に必要な事項等について適宜情報提供を行っていくことにしています。

別紙 事故内容等

製品名：塗料※		報告事例の概要			
	経済産業省から情報を入力した日 (括弧内は報告事例を企業が認識した日)	報告事例の概要			
		事故発生日	事故発生場所	被害分類	事故概要
1	平成 20 年 8 月 6 日 (平成 20 年 7 月 15 日)	平成 20 年 5 月 13 日	千葉県	負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上)	公衆浴場の天井・壁面上部に当該製品を塗装した翌日、当該公衆浴場を利用した女性(1名)が、咽頭痛、頭痛、結膜充血等を発症し、現在も治療を受けています。なお、当日、当該公衆浴場を利用した他の客から同様の被害は今のところ報告されておりません。
<p>再発防止策:</p> <p>現在、製造事業者においては、今般の事故の原因に係る調査等を実施しています。当該製品は平成 2 年に販売を開始していますが、これまでに、当該製品に起因する結膜充血、急性咽頭炎等の健康被害の発症事例は他に確認されていないことから、現時点では、製造事業者は、当該製品と同一の製品による同様な被害が発生する危険性はないと判断しています。しかしながら、今般の事故を受け、製造事業者では、注意喚起のためのより詳細な文書をカタログ等に記載することを、再発防止策として検討しています。</p> <p>一般的に、有機溶剤を使用した塗料では、吸入による健康被害が発生するおそれのあることが知られており、当該製品についても、カタログ等に記載された注意書きによって、使用に際しては換気をよくすること、適切な保護具を着用することなどの注意喚起がなされています。当室では、事業者が行う調査等を引き続き注視するとともに、本事例を公表し、当該内容を各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長あてに通知することにより、広く消費者に周知することとしました。</p>					

## 別紙 事故内容等

### ※参考

- ・ 製造事業者 関西ペイント(株)「スーパーカビノン OP」水色。
- ・ 用途は防カビ用の塗料。石油缶(14L 入り)に入っており、エアゾールタイプではなく、希釈用シンナーで希釈して塗布するタイプ。
- ・ 業務用製品として、塗料専門販売店で販売されているが、一般消費者も購入することができる。
- ・ 平成2年に販売開始。
- ・ 主要成分としては、樹脂成分として酸化重合形樹脂(アルキド樹脂)、顔料成分として酸化チタン、炭酸カルシウム等、溶剤として脂肪族炭化水素系溶剤等が含有されている。
- ・ カタログ等には、成分組成概要の他、「使用に際しては換気をよくしてください。」、「適切な保護具を着用してください。」等の注意事項が記載されている。

➤ 製品に関する問い合わせ先: 関西ペイント販売(株)(販売元企業) 建設塗料本部営業部

TEL 03-5711-8904

受付時間: 8:30~17:00